

特 定 一 般 教 育 訓 練 明 示 書

講 座 の 名 称	看護師特定行為研修(在宅・慢性期領域パッケージコース)				
実 施 方 法	① 通学 (昼間 ・ 夜間 ・ 土日) ② 通信 スクーリング(回数13 回)				
指定講座番号(15桁)	2222002	—	2310013	—	6
講 座 の 創 設 年 月 日	特定一般教育訓練給付金 対象講座の指定期間 令和3 年4 月1日	過 去 一 年 の 講 座 実 績	入講者数(3人)	修了者数 (3人)	
訓 練 期 間	10ヶ月		総 訓 練 時 間	331 時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		看護師特定行為研修修了			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		厚生労働省			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		出席率80%以上、試験合格率得点率80%以上で合格、補講・追試は認める			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		医療現場において、国の定める特定行為について特定行為研修修了看護師が手順書に基づき実施でき、対象者へタイムリーな医療が提供できる。			
2. 教育訓練の内容					
教 科 (カリキュラム)			時 間	使用教材名	
共通科目_臨床病態生理学			30	全日病SQUE看護師特定行為研修	
共通科目_臨床推論			49	全日病SQUE看護師特定行為研修	
共通科目_フィジカルアセスメント			45	全日病SQUE看護師特定行為研修	
共通科目_臨床薬理学			45	全日病SQUE看護師特定行為研修	
共通科目_疾病病態概論			40	全日病SQUE看護師特定行為研修	
共通科目_医療安全学／特定行為実践			15	全日病SQUE看護師特定行為研修	
区分別科目_呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連			12	全日病SQUE看護師特定行為研修	
区分別科目_ろう孔管理関連			20	全日病SQUE看護師特定行為研修	
区分別科目_創傷管理関連			30	全日病SQUE看護師特定行為研修	
区分別科目_栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連			15	全日病SQUE看護師特定行為研修	
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		看護師免許取得後通算5年以上の経験			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		大学・短期大学または看護専門学校以上 日本における看護師免許を有する者			
③その他					

〔 特 記 事 項 〕

--

特 定 一 般 教 育 訓 練 明 示 書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	3	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	3	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	3	人	受験率(③/②)	100.0	%
④ ③のうち合格者数	3	人	合格率(④/③)	100.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	0	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	3	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	100.0	%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	1	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	1			
	2 非正社員、派遣社員	0			
	3 その他の就業(自営業等)	0			
	4 非就業	0			
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	②A: 就業者計	1	②B: 非就業者計
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0			
	3 社内外の評価が高まる	1			
	4 円滑な転職に役立つ	0			
	5 趣味・教養に役立つ	0			
	6 その他の効果	0			
	7 特に効果はない	0			
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	1	
	2 希望の職種・業界で就職できる	0			
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0			
	4 趣味・教養に役立つ	0			
	5 その他の効果	0			
	6 特に効果はない	0			
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0			
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0			
	4 就職していない	0			
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	1	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0	
	2 おおむね満足	0			
	3 どちらとも言えない	0			
	4 やや不満	0			
	5 大いに不満	0			

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	卒業単位を満たし課題研究に合格すること。科目ごとに合格基準が設定されており、筆記試験、OSCE、観察評価を行っている。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	静岡県立大学看護学部実習室およびシミュレーションセンターを利用する。共通科目は7月に6日程度の演習・実習を実施する。区分別科目については、パッケージ科目は8～9月に5日程度の実習・試験を行う。

特 定 一 般 教 育 訓 練 明 示 書

6. 受講効果の把握方法			
(1) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)		出席率80%以上、試験合格率得点率80%以上で合格、補講・追試は認める。	
(2) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法		修了単位を満たし課題研究に合格すること。科目ごとに合格基準が設定されており、筆記試験、OSCE、観察評価を行っている。	
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		必要に応じて受講者の理解度や進捗について面接などで確認する。実習においては指導者から適宜直接指導を受ける。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		研修担当者が、受講生の学習進捗・達成状況を把握し、受講生からの相談を常に受けつけることが可能な体制が整っている。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	静岡県公立大学法人 (代表者名: 今井 康之)		
住所及び連絡先	静岡県静岡市駿河区谷田52-1 TEL 054-264-5102		
施設名称及び施設長名	静岡県立大学 (施設長: 山下 早苗)		
住所及び連絡先	静岡県静岡市駿河区谷田52-1 TEL 054-264-5102		
苦情受付者	氏名 井口 賢輔 所属 事務局 広報・企画室	事務担当者	氏名 井口 賢輔 所属 事務局 広報・企画室
連絡先	TEL 054-202-2050	連絡先	TEL 054-202-2050
特定一般教育訓練経費	1. 特定一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 550,000 円		
支払い方法 ① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		円
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		550,000 円 (うち、必須教材費 0 円)
② 分割払	2. 特定一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 20,000 円		
③ 両方可能	① 任意の教材費(税込額)		円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		円
	③ 施設維持費(税込額)		円
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		20,000 円
	3. 総額 (1+2) (税込額)		570,000 円

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正にご利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 特定一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接特定一般教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 特定一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、特定一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、特定一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。